

○ハラスメント防止規程

{ 2021年9月10日 第2回理事会制定 }

第1章 目的・定義

(目的)

第1条 この規程は、宗教法人日本バプテスト連盟（以下「連盟」という）規約第3条に掲げる目的のもと、連盟に加盟している教会・伝道所、及び関連する機関、団体、事務所等（以下「連盟等」という）におけるハラスメントを防止し、ハラスメントが生じた場合に被害者を保護するための方策等を定めたものであり、あらゆる暴力を否定し、人権が守られるために定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいうハラスメントとは、性別、社会的出自、国籍、年齢、職業、身体的特徴、性的指向や性自認などを理由に相手の人権を踏みにじる行為をいう。

2 連盟等に関わる全ての人によるハラスメントとは、連盟内、連盟外を問わず優越的地位（牧師・役員などの役職、各奉仕のリーダー等）、なんらかの優越性（相談を持ちかけられている、地位の高さ、年齢の差等）を利用して、相手の意を無視した言動、行いによって教会生活や、労働環境、日常生活に支障をもたらすことをいう。

(ハラスメントの例示)

第3条 前条に定義するハラスメントの具体例を以下に例示する。代表的な類型である「セクシュアル・ハラスメント」と「パワーハラスメント」の典型例を①から⑳まで示す。ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあること、また、これらは限定列举ではないことに十分留意する必要がある、ハラスメント対策委員会（第3章）は可能な限り、相談に応じ、解決に努めることとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ① 性的な言動
- ② 固定化した性別役割の強要
- ③ 不必要な身体的接触
- ④ 性的行為の要求
- ⑤ 性的な冗談やからかい
- ⑥ 性体験や体形・容姿に関する言及
- ⑦ 性的な噂を流すこと
- ⑧ 性自認、性的指向に関する個人情報に当該者の了承を得ず暴露すること

(2) パワーハラスメント

- ⑨ 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ⑩ 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱、暴言）
- ⑪ 長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すこと
- ⑫ 他の人の前で大声での威圧的な叱責を繰り返すこと
- ⑬ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ⑭ 自身の意に沿わない者に対し、交わりや奉仕・仕事から外し、長期間にわたり別室に隔離したり、集会への出席を禁止する、自宅研修をさせたりすること
- ⑮ 一個人を集団で無視をし、孤立させること
- ⑯ 過大な要求（遂行不可能なことを強制する）
- ⑰ 教会生活、または業務と関係のない私的な雑用を強いること
- ⑱ 個人情報について当該者の了承を得ず暴露すること
- ⑲ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）
- ⑳ その他、①～⑲に準ずる行為のほか、前条に定める定義に該当するすべての行為

第2章 ハラスメント行為防止のための遵守事項

（関係者の遵守事項）

第4条 連盟等に関わる人は全て、ハラスメント行為を行ってはならない。

2 連盟等に関わる人は全て、ハラスメントと疑われる行為を見聞きした場合は速やかにハラスメント対策委員会に報告するよう努めなければならない。

第3章 ハラスメント行為への対応

（ハラスメント対策委員会の設置）

第5条 理事会は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため、ハラスメント対策委員会（以下、「対策委員会」という）を設ける。

2 対策委員会が対応するのは、連盟等の中で発生したハラスメント事案、また、連盟等に関わりのある全ての人が連盟等以外で連盟に関わる肩書を用いた活動をしていた場合に発生したハラスメント事案を原則とする。

（対策委員会の構成及び選任）

第6条 対策委員会は委員長、相談グループ委員（4名）、対策グループ委員（担当理事1名、常務理事、他2名）で構成される。

2 委員長、委員は連盟加盟教会の会員でなければならない。

3 委員長と委員は理事会が選任する。

4 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は理事会の選任を受けるものとする。補欠による委員の任期

は前任者の残存期間とする。

6 委員長あるいは委員が、対策委員会の取り扱うハラスメント事案に関わりあることが認められる場合、当該事案の取り扱いから外れるものとする。

(対策委員会の業務)

第7条 対策委員会は、次の各号について必要な業務を遂行する。

- (1) ハラスメント防止教育の推進
- (2) 相談グループ：ハラスメントに関する相談・苦情の受付及び対応
- (3) 対策グループ：ハラスメント解決のための対応（通知、調停、調査委員会設置の検討及び決定、各担当者の選定、理事会への事実認定の報告並びに措置等に関する提案）

第4章 ハラスメント行為への対策

(相談)

第8条 ハラスメントを見聞きした人、ハラスメントを受けたと感じた人、および本人が委託した代理人は相談グループの専用ダイヤルに電話をして相談をすることができる。あらかじめ手紙またはメールで相談予約をすることもできる。

(相談グループの働き)

第9条 相談グループは交代で相談窓口の業務にあたる。ハラスメントを受けたと感じた人、および本人が委託した代理人の相談を受け付け、問題解決まで援助する。

2 相談グループは相談者が希望し、かつ同グループが重大と認めた事案について対策グループに解決を求める手続きの申し立てを、申立書を提出して行う。

(申し立て)

第10条 申し立ては次の各号とする。

(1) 通知

申し立てを受け、対策グループが必要と認めた場合、対策グループが指名した人が、行為者とされるその人にその行為が事実であったかを確認したうえで注意喚起を行う。

(2) 調停

申し立てを受け、対策グループが必要と認めた場合、対策グループは調停員を複数名指名する。調停員は話し合いの場に立ち合い、当事者間の話し合いを円滑に進めるために必要なサポートをする。進行状況に応じて、調停員が調停案を提示することもある。調停は原則として90日以内に終了する。調停員は調停結果を対策グループに報告する。

(3) 措置

申立人は理事会に対して処分などの具体的措置をとるように求めることができる。

(対策グループの働き)

第 11 条 対策グループは相談グループより申立書が提出された場合、その内容を勘案し、必要な対策を講じる。

2 対策グループは事実関係を調査するためにハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という）を設置することができる。

3 対策グループは調査委員会の報告に基づきハラスメントの判定を行い、措置について審議し理事会に提案する。

(ハラスメント調査委員会の働き)

第 12 条 調査委員会は対策グループが選任する 3 名の委員から構成される。

2 調査委員会は必要に応じて申立人、被申立人、その他関係者から事情を聴取し、120 日以内に事実関係を調査する。調査結果は文書で対策グループに提出する。

(相談、調査期間中のプライバシーの保護、及び留意事項)

第 13 条 対策委員会、理事会、調査委員会は相談者及び、関係当事者のプライバシーの保護及び二次被害の防止に細心の注意を払わなければならない。

2 被申立人、申立人は調査期間中に当該案件について直接話し合いをしてはならない。

3 調査期間中は、申立人も被申立人も、自らの意志に反してその職位や職務の変更を強要されない権利、不利益取り扱いを受けない権利を有する。

(措置勧告の決定及び対応)

第 14 条 理事会は対策グループの提案（第 11 条 3 項）に基づき措置の決定を行う。理事会は決定した措置が適切に行われるように、被申立人の所属する教会、所属部署等の責任者に通知、勧告をすると共に、決定内容を被申立人に通知する。

2 理事会は、措置についての決定事項を速やかに申立人及び対策委員会に文書で報告しなければならない。

3 措置についての勧告を受けた教会等の責任者、部署の長等はそれに基づいて当該教会、部署としての対応措置を決め、被申立人に対して措置に基づいた処分を行い理事会に報告しなければならない。

4 理事会は教会等、部署の長等から受けた報告内容を、申立人及び対策委員会に口頭あるいは文書で報告しなければならない。

(不服申立て)

第 15 条 理事会は次の各号の手続きに基づく申立人または被申立人からの不服申し立てに

ついて、検討及び適切な措置の再検討を対策委員会に対して命じることができる。

(1) 申立人の不服申し立て

申立人は措置や手続きに不服がある場合、理事会に書面でその旨を申し出ることができる。この期限は、措置についての通知を受けてから 30 日以内とする。

(2) 被申立人の不服申し立て

被申立人は措置や手続きに不服がある場合、理事会に書面でその旨を申し出ることができる。この期限は措置についての通知を受けてから 30 日以内とする。

(再発の防止)

第 16 条 理事会、連盟等、各部署はハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

2. ハラスメント認定された案件につき、再発の恐れのある場合にはプライバシー、人権に十分配慮した上で、連盟等関係者への情報の伝達や公示等を行い再発防止に努めることとする。

附則

1. 本規程は 2021 年 9 月 10 日より施行する。

2. 本規程の改定は、理事会決議をもって行うことができるが、それに先立って理事会は対策委員会の理解を得なければならない。